改正育児・介護休業法 対応状況チェックリスト

改正育児・介護休業法が令和4年4月から順次施行されています。以下について確認し、対応ができていない項目 については、速やかに対応をお願いいたします。

令和4年4月施行分									
1 有期雇用労働者の休業取得要係	牛の緩和					±15.34			
令和4年4月から、有期雇用労働者の育	□見ⅰ	J 見直した。				就業規則の規定例を参考に速やかに就業規則の改定をして			
児休業・介護休業の取得要件のうち「引き続き雇用された期間が1年以上であること」が撤廃されています。就業規則	有期雇用労働者がいない。 (いない場合も見直し又は削除をしておいてください。)					ください。 徳島労働局ホームペー 聖			
の見直しを行いましたか?	□ ±7] まだ見直していない。					ー6(1))に就業規則の規定例を掲載しています。		
2 育児休業を取得しやすい雇用班	環境の整	備							
育児休業等の申出が円滑に行われるよため、以下の中から1つ以上の措置を講すか?(現在対象者がいない場合も措置	じていま	ていま 🔲 1つ以上講じている。			こいる。		育児休業の申出が円滑に行われるようにするため、①~④の中から1つ以上の措置を講じる必要があります。		
す。) 「①育休等に関する研修の実施」 ②育休等に関する相談窓口の設置 ②自社の育休取得の事例提供 ④育休制度と会社の方針の周知						上記 の社	まだ措置を講じていない場合は、 上記徳島労働局ホームページ6(2) の社内様式例を参考にして速や かに対応してください。		
3 個別の制度周知、休業取得意向	確認の打	措置] [労働者から、本人または配		
令和4年4月1日 以降、労働者か ら、本人または配	申出のあった労働者に対して、以下の4つの事項を個別に周知するとともに、育休等取得の意向確					偶者が妊娠・出産した旨の 申出があった場合、当該労 働者に対して、①~④につ いて個別に周知するととも に、 <u>育児休業等の取得につ</u>			
偶者が妊娠・出産 したとの申し出が ありましたか?	認を行い - ①育休等 - ②育休等 - ③育児位 - ④社会位	 等の制 等の申 木業給 ⁶	 の内容 先 について 口 行って		てない。		いて意向を確認する必要があります。 対応できていない場合は、 上記徳島労働局ホームページ6(2)の社内様式例を参考 に対応をお願いします。		
令和4年 10 月施行分									
4 出生時育児休業(産後パパ育休	()の創設)月から、育児休業制度が		
令和4年10月1日から、男性の育児休業 め、これまでの育休よりも柔軟で休業を			知っている。		て、裏	面や原)っています。内容につい 厚生労働省ホームページ等 ださい		
すい枠組みとして新たに設けられた <u>出生時育児休</u> <u>業(産後パパ育休)</u> についてご存じですか?			知らない。		をご確認ください。 【厚生労働省ホームページ】				
5 育児休業の分割取得等育児休業制度の変更									
令和4年10月1日から、子が1歳になる。 児休業について 2回に分けて取得するこ			知っている。			メンプロジェクト】			
たか未について <u>と国にカガで収得することが可能</u>					MEN 19 AUGUSTA STATE OF THE STA				

令和4年10月施行分(出生時育児休業、育児休業の分割取得)のポイント

令和4年10月施行の「出生時育児休業(産後パパ育休)」、「育児休業の分割取得」の概要は以下のとおりです。下のイメージも参考にしてください。



	出生時育児休業(産後パパ育休) (R4.10.1~)	育児休業制度 (R4.10.1~)	育児休業制度 (改正前)
対 象 期 間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間(28 日間) まで取得可能	原則子が1歳 (最長2歳)まで	原則子が1歳 (最長2歳)まで
申出期限	原則 休業の2週間前 まで	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して <u>2回</u> 取得可能 (初めに <u>まとめて</u> 申し出ることが必要)	分割して <u>2回</u> 取得可能 (取得の際に <u>それぞれ</u> 申出)	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、 <u>労働</u> 者が合意した範囲で休業中に就業すること が可能	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の 延長		育休開始日を柔軟化	育休開始日は1歳、1歳半 の時点に限定
1歳以降の 再取得		特別な事情がある場合に限り 再取得可能	再取得不可

